

川 障 発 第 1 9 4 号
令 和 2 年 4 月 2 2 日

指定障害福祉サービス事業所 各位

川越市長 川 合 善 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の
認定の臨時的な取扱いについて（通知）

標記の件について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面による認定調査が困難な方については、下記のとおり、障害支援区分の認定の有効期間について、従来の期間に新たに12ヶ月間有効期間を合算（延長）することとし、当該合算（延長）された期間の範囲内で支給決定を行うこととしましたので通知します。

なお、障害支援区分の変更については、合算（延長）された期間内において、認定調査が可能になった場合は、随時申請することができます。

記

1 対象者

令和2年4月末日から同年9月末日までの間に障害福祉サービスの支給決定に係る障害支援区分の認定が必要になる方で、対面による認定調査が困難な方

2 手続

障害福祉サービスの申請に加えて、別紙「対面による認定調査が困難な旨の申出書」を提出

3 その他

この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の状況等により、延長等する場合があります。

(参考)

令和2年4月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課精神・障害保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて(その2)」

【問合せ先】

川越市福祉部障害者福祉課福祉サービス担当
電話 049-224-5785 (直通)